

島本町人権擁護に関する基本条例改正案 新旧対照表

改 正 案	現 行
基本的人権は侵すことのできない永久の権利である。 <u>私たちは、個人として尊重される権利を有する。だれもが人間の尊厳にふさわしい生活を望んでいる。しかしながら一方では、人権侵害があとを絶たず、その対策が強く求められている。私たち一人ひとりが人権の侵害をわがこととして深く認識し、積極的に人権の擁護に努めなければならない。同時に、それは、すべての人々の不断的努力によって達成されることを改めて自覚するものである。人間尊重のまちづくりを通じ、豊かな社会の実現をめざすことは、私たちの重大な責務である。この条例がその基礎となり、人権擁護の取組の輪がさらに大きくひろがるよう、ここに新たな自覚と決意のもとに、この条例を制定する。</u> (目的) 第1条 この条例は、日本国憲法が保障する基本的人権及び法の下での平等の理念、並びに人権の擁護及び差別の解消を目的とする各種法令の理念に基づき、町における人権擁護の取組の基本となる事項を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。	基本的人権は侵すことのできない永久の権利である。 <u>わたくしたちは、個人として尊重される権利を有する。だれもが人間の尊厳にふさわしい生活を望んでいる。しかしながら一方では、人権侵害があとを絶たず、その対策が強く求められている。わたくしたち一人ひとりが人権の侵害をわがこととして深く認識し、積極的に人権の擁護に努めなければならない。同時に、それは、すべての人々の不断的努力によつて達成されることを改めて自覚するものである。人間尊重の町づくりを通じ、豊かな社会の実現をめざすことは、わたくしたちの重大な責務である。この条例がその糧となり、人権擁護の取り組みの輪がさらに大きくひろがるよう、ここに新たな自覚と決意のもとに、この条例を制定する。</u> (目的) 第1条 この条例は、日本国憲法の基本的理念に基づき、すべての住民の基本的人権が真に保障されるための必要な基本事項を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。
第1条 (目的) ・本条例の制定以降、国において人権に関する法整備が進んでいることを踏まえるとともに、本条例の位置づけをよりわかりやすく表現するため、文言を追加・一部変更するもの	
(基本理念) 第2条 この条例に基づく取組は、すべての住民が個人として尊重され、日本国憲法の保障する自由及び権利を享受するとともに、多様性を認め合	(基本理念) 第2条 <u>すべての住民の自由及び権利は、最大限尊重されなければならない。</u>

資料2_新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>い、人権の侵害を受けることなく安心して暮らせる、豊かな社会の実現を旨として推進するものとする。</u>	
第2条（基本理念） ・ 条例前文にある「人間尊重のまちづくり」の理念をわかりやすく伝えることができるよう、表現全体を改めるもの	
（適用上の注意） 第3条 この条例は、第1条の目的を達成するためのもので<u>あって</u>、これを<u>濫用したり</u>、公共の福祉に反するようなことが<u>あって</u>はならない。	（適用上の注意） 第3条 この条例は、第1条の目的を達成するためのもので<u>あつて</u>、これを<u>濫用し</u>、公共の福祉に反するようなことが<u>あつて</u>はならない。
（人権侵害行為の禁止） 第4条 <u>何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上を含む生活のあらゆる場において、不当な差別、虐待、いじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の人権侵害となる行為（以下「人権侵害行為」という。）を行ってはならない。</u>	
新第4条（人権侵害行為の禁止） ・ 人権侵害行為を容認しない社会の形成に資するとともに、人権啓発・教育、相談などの取組をより効果的に推進していくため、規定を新設するもの	
（町の基本施策） 第5条 町は、あらゆる行政施策を執行するうえにおいて、第1条の目的の達成に努めるとともに、次に掲げる基本施策を推進するものとする。 (1) <u>人権意識の高揚、多様性の尊重及び人権侵害行為の防止に向けた啓発及び教育</u> (2) <u>人権侵害行為に関する相談及び被害者の支援</u>	（町の基本施策） 第4条 町は、あらゆる行政施策を執行するうえにおいて、第1条の目的の達成に努めるとともに、次に掲げる基本施策を推進するものとする。 (1) <u>人権意識の高揚、啓発に関する事項</u> (2) <u>人権侵害の防止に関する事項</u> (3) <u>いかなる差別の招来又は助長する行為の防止に関する事項</u>

資料2_新旧対照表

改 正 案	現 行
(3) 前各号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するための施策 <u>2 町は、前項各号に掲げる施策を効果的に推進するため、国、府その他の関係機関等との連携を図り、必要な推進体制の充実に努めるものとする。</u>	(4) 前各号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するための施策
新第5条（町の基本施策） ・町の基本施策について、よりわかりやすい表現となるよう文言を整理するもの（第1項） ・人権に関する施策の推進にあたっては、国、府その他の関係機関等と連携を図ることが効果的であることから、規定を新設するもの（第2項） （住民等の役割） <u>第6条 住民は、人権侵害行為に関し、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとする。</u> <u>2 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努めるものとする。</u>	
新第6条（住民等の役割） ・誰もが人権侵害行為の被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、住民・事業者の役割を明らかにすることにより、人権が尊重される社会の形成に資するとともに、人権啓発・教育、相談などの取組をより効果的に推進していくため、規定を新設するもの	
（補則） <u>第7条 人権を擁護するための施策及び措置に関し必要な事項は、別に定める。</u>	（補則） <u>第5条 人権を擁護するための施策及び措置に関し必要な事項は、別に定める。</u>